

●香川県公告第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十六年香川県公告第五百二十一号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレッシュバリュー高松屋島店 高松市新田町字松ノ内甲三五番二ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
計画地は、交差点直近に位置することから、同店舗への車両の出入りが困難かつ交通の流れに相当な影響を及ぼすと考えられるので、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号）に留意した店舗運営を行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
  - 2 縦覧期間  
平成十七年三月十八日（金曜日）から同年四月十八日（月曜日）まで